

令和7年度「奈良県風しん抗体検査事業」について、次のとおり、受託者を募集しますので公告します。

令和 7年 8月 4日

奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課長 小池 浩司

1 事業の概要

(1) 委託事業名称

奈良県風しん抗体検査事業

(2) 事業の目的

先天性風しん症候群の発生を防ぐために、希望者が医療機関において風しん抗体検査を無料で受けられる体制を整備し、風しん予防ワクチンの効果的な接種促進を図る。

(3) 事業の内容

奈良県風しん抗体検査事業仕様書及び奈良県風しん抗体検査実施要綱のとおり

(4) 事業に係る契約内容

奈良県風しん抗体検査事業仕様書及び奈良県風しん抗体検査実施要綱のとおり

(5) 委託料単価

1検査あたり 5,540円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 委託期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

2 応募資格

当該委託事業の実施（受託）希望者として応募できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 奈良県内（奈良市を除く）に事業所等を有する医療機関であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第255号）の規定による再生手続開始の申立て中または再生手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中または更生手続中でないこと。
- (5) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- (6) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。

3 応募提出等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉保険部医療政策局疾病対策課感染症係

電話番号 0742-27-8612（直通）

(2) 請書の提出

当該委託事業の実施（受託）の希望者は、請書を(1)の担当部局に持参または書留郵便・民間事業者による書留郵便に準ずるもの(※)により提出すること。

また、提出時、請書をコピーし、各自保管しておくこと。

「奈良県風しん抗体検査事業仕様書」「奈良県風しん抗体検査実施要綱」「請書」は奈良県ホームページ（疾病対策課 風しん抗体検査事業の受託について）に掲載している。

(※)民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者

の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）

(3) 提出期限 令和7年8月20日（水）17時（必着）（郵便の場合当日消印有効）

4 請書受理後の対応

3（3）の提出期限までに請書を提出した応募者について、参加要件を満たしているか否かの確認を行い、一括して契約を行う。県は委託開始日に奈良県ホームページに受託医療機関として、契約を行った医療機関名を掲載する。

提出期限以後は、一切請書を受付しないこととする。

5 契約の不締結及び解除

応募者が、契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

契約締結後、契約の相手方が下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、奈良県が応募者（受託者）に対して当該契約の解除を求め、応募者（受託者）がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

6 その他

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 応募者は、請書の提出をもって、本公告の記載内容を受諾したものと見なす。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。なお、本公募に係る確認以外には使用しない。
- (4) 提出書類の作成、提出等に要する費用は、各事業者の負担とする。
- (5) 応募者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ①応募要件に該当しない者が応募したとき。
 - ②提出書類に虚偽の記載をしたとき。
 - ③その他公募に関する条件に違反したとき。
- (6) 提出書類を提出後に、応募者が入札参加停止等の事由に至った場合は、以後の本件

に関する手続の資格を失うものとする。

- (7) 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに奈良県まで連絡するとともに、書面により届けること。
- (8) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県契約規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。
- (9) 当該事業の遂行に支障が出る場合は、契約内容の変更について県と協議を行い、県が決定する。